益田市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領

　令和３年７月２７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　益田市農業委員会

（趣旨）

第1条      農業委員会は農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保

と有効利用の促進を図っていくことが求められている。

このため、益田市農業委員会（以下「農業委員会」という。）は農地パトロールを実施し、①地域の農地利用の確認②遊休農地の実態把握③違反転用の発生防止・早期発見について重点的に取り組む。

　　なお、農地パトロールによる農地の利用状況の確認については、農地法第３０条第１項

に基づく利用状況調査に位置付けて実施する。（以下、利用状況調査に基づいて実施する

農地パトロールを「農地パトロール（利用状況調査）」という）。

（農地パトロール月間）

第２条　毎年８月頃を農地パトロール（利用状況調査）の実施時期として設定する。

（実施の対象及び内容）

第３条　農地パトロール（利用状況調査）は全ての農地（農作物栽培高度化施設を含む。）

を対象に、農地利用最適化推進委員、農業委員、農業委員会事務局等により実施する。ま

た、市町村職員や農業団体等とも協力して実施する。

（１）遊休農地および耕作者が不在又は不在となるおそれのある農地の把握

　　　　 前年に遊休農地として判断され、利用意向調査における所有者等の意思表明からの６カ月経過後の現地確認等についても、併せて調査把握するものとする。

（２）農地法の許可（届出）案件の履行状況の確認

（３）農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認

（４）農地の違反転用の防止と早期発見・是正

（５）相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地（以下、納税猶予適用農地という）の利用状況の確認

（６）仮登記農地の利用状況の確認

（７）営農型発電設備（太陽光パネル等）の設置に係る農地についての適切な営農状況の確認

（８）農業者年金制度にかかる特定処分対象農地及び加算対象農地等の利用状況の確認

（９）過去の調査において既に荒廃農地と区分されている農地の再生状況及び再生後の利用状況の確認

（趣旨の徹底）

第４条　農地パトロール（利用状況調査）の実施にあたっては、事前準備等十分な検討を行

い、趣旨や実施方法等についての意思統一を図って実施するものとする。

（事前準備）

第５条　農地パトロール（利用状況調査）を実施する際には、担当班を編成し、対象農地等

の図面及び調査に伴う資料については、農業委員会事務局であらかじめ準備する。

（調査結果の整理等）

第６条　農地パトロール（利用状況調査）終了後は、参加者による報告・検討会を開催し、

現状と課題を整理するとともに、事後手続きの対応について協議する。

（１）遊休農地については、農地法第３２条以下に基づく①農地所有者等への利用意向調査の実施、②（農地中間管理事業を利用する意思がある者について）農地中間管理機構への通知、③農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の措置を進めるとともにこれらの結果を農地台帳に記載する。

（２）違反転用農地については、「農地法関係事務処理要領の制定について」に基づく指導を行う。

（３）納税猶予適用農地については、違反転用の事実を発見した場合及び農地法第３６条の規定により農地中間管理権の取得に関する協議の勧告をした場合は、遅滞なく、当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知する。

（４）対象地が森林の様相を呈している、周囲の状況からみて農地として復元しても継続して利用ができないと見込まれ、「農地」に該当しないものとして判断をした場合は農業委員会総会で報告し、非農地通知の対象地を「非農地通知一覧表」によって管理し、農地台帳からは削除する。

（広報）

第７条　農地パトロール月間については各種広報を通じて、市民へ周知する。

（連絡・調整）

第８条　農地パトロール（利用状況調査）の実施にあたっては、島根県農業会議及び島根並

び庁内関係部署と緊密な連携、調整を図る。

（委任）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附　則

この要領は、平成２７年８月２４日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年６月２３日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年７月２８日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年６月２６日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年７月２７日から施行する。